

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第54期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	株式会社廣濟堂
【英訳名】	KOSAIDO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅野 健
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目6番12号
【電話番号】	(03)3453-0550(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 土井 常由
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目6番12号
【電話番号】	(03)3453-0550(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 土井 常由
【縦覧に供する場所】	株式会社廣濟堂大阪支店 (大阪府豊中市蛍池西町二丁目2番1号) 株式会社廣濟堂神戸営業所 (兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第1四半期連結 累計期間	第54期 第1四半期連結 累計期間	第53期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (百万円)	8,256	7,865	34,892
経常利益 (百万円)	298	147	2,066
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失() (百万円)	159	182	471
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	71	159	898
純資産額 (百万円)	41,716	42,529	42,686
総資産額 (百万円)	78,191	80,662	81,941
1株当たり四半期(当期)純損 失金額() (円)	6.39	7.32	18.92
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.7	30.0	29.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善するなど緩やかな回復基調で推移したものの人手不足や経済動向など懸念材料もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、積極的な営業活動を展開するとともに、事業活動全般にわたる効率化及び合理化を推進し、業績の向上に努めてまいりましたが、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は78億65百万円（前年同四半期比4.7%減）、連結営業利益は2億円（同52.5%減）、連結経常利益は1億47百万円（同50.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純損失1億82百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失1億59百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

- ・ 情報セグメントにおきましては、印刷需要の減少により依然厳しい環境下にあり、出版物においても厳しい状況は継続しており、また、人材事業の競争激化もあり、売上高は58億34百万円（前年同四半期比8.5%減）、セグメント損失1億88百万円（前年同四半期はセグメント損失27百万円）となりました。
- ・ 葬祭セグメントにおきましては、四ツ木斎場が、昨年12月に全面リニューアルオープンしたこともあり、売上高20億30百万円（前年同四半期比8.3%増）となり、セグメント利益につきましては、四ツ木斎場の経費の増加により、セグメント利益5億10百万円（同20.0%減）となりました。
- ・ その他セグメントにおきましては、売上高は1百万円（前年同四半期比45.2%減）、セグメント損失1百万円（前年同四半期はセグメント損失0百万円）となりました。

（2）財政状態

（資産）

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて12億79百万円減少しております。主な要因は、「流動資産」が12億34百万円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて11億21百万円減少しております。主な要因は、「長期借入金」が9億44百万円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1億57百万円減少しております。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失1億82百万円を計上したこと等によるものであります。この結果、自己資本比率は30.0%となりました。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社は、企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させるため、以下のとおり、買収防衛策としての情報開示ルールを導入しております。

情報開示ルールの内容

(a) 大規模買付行為の定義

当社株式等を買付ける者のうち、情報開示ルールの対象となる者は、(イ)当事者を含む株主グループの議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、(ロ)当該買付の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者です。

(b) 大規模買付者による必要事項の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、情報開示ルールを尊重する旨を記した意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報(以下これらを「必要情報」といいます。)の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分でないと考えた場合、大規模買付者に対して、再度、情報の提供を要請します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に必要情報が提出された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様への判断の為に必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

(イ) 大規模買付者グループの概要

(ロ) 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容

(ハ) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

(ニ) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないかを判断するために必要かつ十分な情報

(c) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して90日以内の期間(ただし、取締役会は、必要がある場合には、この期間を30日を上限として延長することができます。延長する場合は、延長期間と延長理由を開示します。)(以下「分析検討期間」といいます。)、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が、分析検討期間を原則として90日と定めているのは、当社の営む事業が、ゴルフ場事業という多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、及び葬祭事業(子会社)という公共性が高く、その動向が地域社会に大きな影響を与える事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(d) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為者は、分析検討期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

(e) 情報開示ルールの適用外

当社取締役会は、上記(c)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には、以後情報開示ルールを適用せず、また、対抗処置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び定款のもとで可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

(b) 大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（買収目的や経営方針・事業計画等からみて企業価値を著しく損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を著しく損なうものなど。）には、前記(a)と同様の対抗措置を発動することがあります。

(c) 当社取締役会による意見表明

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない場合でも、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が不合理であると疑う場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に劣ると疑う場合その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑う場合には、その旨の意見表明を行い、前記方針及び計画を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けます。

なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、(c)に定める分析検討期間内に含まれます。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	95,130,000
計	95,130,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,922,600	24,922,600	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であり ます。
計	24,922,600	24,922,600	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増 減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	24,922,600	-	4,000	-	-

(注)平成29年6月29日開催の定時株主総会決議により、平成29年8月1日付で資本金を3,000百万円減少し欠損填補しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,889,900	248,899	-
単元未満株式	普通株式 24,000	-	-
発行済株式総数	24,922,600	-	-
総株主の議決権	-	248,899	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,300株(議決権の数43個)含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社廣濟堂	東京都港区芝4-6-12	8,700	-	8,700	0.03
計	-	8,700	-	8,700	0.03

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、興亜監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,542	10,949
受取手形及び売掛金	6,672	5,477
商品及び製品	498	399
仕掛品	524	614
原材料及び貯蔵品	184	179
その他	1,677	2,179
貸倒引当金	122	57
流動資産合計	20,976	19,742
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	20,258	20,078
機械装置及び運搬具(純額)	5,427	5,302
土地	16,549	16,549
工具、器具及び備品(純額)	3,755	3,745
その他(純額)	783	789
有形固定資産合計	46,774	46,466
無形固定資産	1,243	1,243
投資その他の資産		
投資有価証券	7,213	7,535
その他	6,077	5,642
貸倒引当金	462	74
投資その他の資産合計	12,828	13,103
固定資産合計	60,846	60,813
繰延資産	118	106
資産合計	81,941	80,662
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,335	1,869
短期借入金	2,450	3,300
1年内返済予定の長期借入金	3,805	3,790
1年内償還予定の社債	1,704	1,522
未払法人税等	679	250
賞与引当金	313	251
返品調整引当金	24	24
その他	3,166	3,429
流動負債合計	14,479	14,438

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
固定負債		
社債	4,160	4,010
長期借入金	15,768	14,824
繰延税金負債	1,794	1,900
再評価に係る繰延税金負債	473	473
役員退職慰労引当金	171	174
退職給付に係る負債	24	24
その他	2,383	2,288
固定負債合計	24,775	23,694
負債合計	39,254	38,133
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	4,000
利益剰余金	19,586	19,403
自己株式	5	5
株主資本合計	23,580	23,398
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,309	1,556
土地再評価差額金	640	640
為替換算調整勘定	83	111
その他の包括利益累計額合計	585	804
非支配株主持分	18,519	18,326
純資産合計	42,686	42,529
負債純資産合計	81,941	80,662

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
売上高	8,256	7,865
売上原価	5,655	5,614
売上総利益	2,601	2,251
販売費及び一般管理費	2,178	2,050
営業利益	422	200
営業外収益		
受取利息	17	10
受取配当金	35	41
受取賃貸料	26	25
その他	37	34
営業外収益合計	118	111
営業外費用		
支払利息	67	60
その他	174	103
営業外費用合計	242	164
経常利益	298	147
特別利益		
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	11	5
会員権償還損	-	3
特別損失合計	11	9
税金等調整前四半期純利益	286	138
法人税等	284	189
四半期純利益又は四半期純損失 ()	2	50
非支配株主に帰属する四半期純利益	161	131
親会社株主に帰属する四半期純損失 ()	159	182

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	2	50
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	82	239
為替換算調整勘定	1	34
持分法適用会社に対する持分相当額	7	5
その他の包括利益合計	73	210
四半期包括利益	71	159
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	218	37
非支配株主に係る四半期包括利益	147	122

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	423百万円	563百万円

(株主資本等関係)

1. 前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

2. 当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	情報	葬祭	その他	合計		
売上高						
外部顧客への 売上高	6,379	1,874	2	8,256	-	8,256
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	-	-	0	0	-
計	6,380	1,874	2	8,257	0	8,256
セグメント利益 又は損失()	27	638	0	611	189	422

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 189百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 当第1四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	情報	葬祭	その他	合計		
売上高						
外部顧客への 売上高	5,834	2,030	1	7,865	-	7,865
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	-	-	0	0	-
計	5,834	2,030	1	7,866	0	7,865
セグメント利益 又は損失()	188	510	1	321	120	200

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 120百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額()	6.39円	7.32円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	159	182
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額()(百万円)	159	182
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,914	24,913

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分)

当社は、平成29年6月29日開催の第53回定時株主総会において、資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について承認可決され、平成29年8月1日に効力が発生しております。

1. 資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損額を解消し財務体質の健全化を図るとともに、株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を行うことといたしました。

2. 資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の内容

(1) 資本金及び利益準備金の額の減少の内容

減少する資本金の額及び利益準備金の額

資本金の額4,000,000,000円のうち3,000,000,000円を減少させ、その減少額全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を1,000,000,000円といたします。

また、利益準備金につきましては、利益準備金の額29,897,589円全額を減少させ、その減少額全額を「繰越利益剰余金」に振り替えます。

資本金及び利益準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び利益準備金の額のみを減少いたします。

(2) 剰余金の処分の内容

上記(1)の資本金の額の減少の効力発生を条件に、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、資本金の額の減少により発生する「その他資本剰余金」のうち2,793,521,382円を処分し「繰越利益剰余金」に振り替え、欠損填補するものであります。

減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 2,793,521,382円

増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 2,793,521,382円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月10日

株式会社廣濟堂

取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員 公認会計士 松村 隆 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宇佐美 浩一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社廣濟堂の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社廣濟堂及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、平成29年6月29日開催の第53回定時株主総会において、資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について承認可決され、平成29年8月1日に効力が発生している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。